

「公の施設に係る指定管理者の選考について」

健康医療福祉部指定管理者制度導入施設

H27. 4. 1現在

所管課	施設名	指定管理期間			指定管理者
		始期	終期	経過年数	
健康医療課	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具センターに限る)	平成25年4月1日	平成30年3月31日	3	(社福) 滋賀県社会福祉協議会
医療福祉推進課	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具センターを除く)	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5	(社福) 滋賀県社会福祉協議会
障害福祉課	信楽学園	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5	(社福) グロー
	滋賀県立むれやま荘	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5	(社福) グロー
	滋賀県立障害者福祉センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5	(公財) 滋賀県身体障害者福祉協会
	滋賀県立聴覚障害者センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5	(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会
	滋賀県立視覚障害者センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5	(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会
子ども・青少年局	滋賀県立びわ湖こどもの国	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5	(社福) 友愛

11

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立長寿社会福祉センター	滋賀県立びわ湖こどもの国	
所管課	医療福祉推進課	子ども・青少年局	
現行指定管理者	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	社会福祉法人 友愛	
設置年月	平成5年8月	平成4年7月	
所在地	草津市笠山七丁目8-138	高島市安曇川町北船木2981	
設置目的	明るく活力のある長寿社会づくりの推進と高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図る。	子ども・若者の健全な育成を図るため、琵琶湖の優れた環境を生かした遊びの場を提供するとともに、様々な体験活動の機会を提供する。	
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地面積：23,860.21 ○建物延床面積：7,991.37㎡ 鉄筋コンクリート造2階建 ○定員：841人 ○設備： 大教室、体育室、教室、研修室、陶芸室等 ○年間延利用人数 平成26年度：84,739人 	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地面積 83,901.91㎡ ○建物延床面積（虹の家） 5,542.53㎡ ○設備 ・知恵の館「ゆうゆう」 ・中央芝生広場、南芝生広場 ・大型木製遊具 ・サイクリングステーション ・キャンプステーション ・発見の池、冒険水路、虹の池 ・駐車場 他 ○年間延利用人数 平成26年度：212,210人 	
管理経費(平27予算額)	114,974千円	67,744千円	
財源内訳	使用料	39,841千円	2,855千円
	その他特財	14,900千円	0千円
	一般財源	60,233千円	64,889千円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間いずれも公募で選定し、現在に至る。	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間いずれも公募で選定し、現在に至る。
	方針	引き続き公募とする。 指定管理期間については、高齢者等が安心して利用できるよう、サービス提供の継続性、安定性が必要であることから5年間とする。	引き続き公募とする。 指定管理期間については、子どもたちが安心・安全に利用できるよう、サービス提供の適格性、安定性等が必要であることから、5年間とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間
備考			

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立むれやま荘	滋賀県立信楽学園
所管課	障害福祉課	障害福祉課
現行指定管理者	社会福祉法人グロー	社会福祉法人グロー
設置年月	昭和59年4月	昭和27年4月
所在地	草津市笠山八丁目5-130	甲賀市信楽町神山470番地
設置目的	脳血管障害、脊髄損傷、脳外傷等で急性期医療や急性期リハビリテーション、回復期のリハビリテーション等を終えた中途身体障害者、高次脳機能障害者等に対し、県の基幹施設として、入所支援および医学的リハビリテーション、社会的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを行い、利用者の自立や社会参加を支援する。	知的障害のある児童を保護するとともに、社会的自立に必要な知識技能の習得を目的として、生活面の自立支援、職業支援活動や職場実習など社会生活力の向上に効果的な取り組みを行う。また、卒園者が就労後も安定した生活を送ることができるよう支援するとともに、関係機関と連携して地域のフォローアップ体制を構築する。
施設概要	<p>○敷地面積：9,300㎡</p> <p>○建物延床面積：4,799.38㎡</p> <p>鉄筋コンクリート1階建 他21棟</p> <p>○設備：</p> <p>居住棟(居室21、静養室、娯楽室等)、サービス棟(食堂、浴室、医務室等)、訓練棟(運動療法室、理学療法室、作業療法室、言語療法室、ADL室、相談室等)、基礎作業棟(木工室、軽作業室、窯業室、縫製・手芸室)、管理棟(事務室、宿直室、会議室・図書室等)</p> <p>○サービス種別・定員</p> <p>【日中活動支援】 自立訓練(機能訓練)30人、自立訓練(生活訓練)18人、就労移行支援12人</p> <p>【夜間支援】 施設入所支援60人</p> <p>○年間延べ利用状況[平成26年度]</p> <p>・日中活動支援 9,667人</p> <p>・夜間支援 10,266人</p> <p>○入所者数：34人</p> <p>(平成27年6月1日現在、施設入所)</p>	<p>○敷地面積：10,351.73㎡</p> <p>○建物延床面積：4,161.73㎡</p> <p>鉄筋コンクリート2階建 他21棟</p> <p>○主な施設：</p> <p>山手寮(女子寮)、朝日寮(男子寮)、神山寮(男子寮)、第1工場、第3実習工場、作業棟、研修棟、管理棟、屋内運動場、プール</p> <p>○サービス種別・定員：</p> <p>福祉型障害児入所施設 60人</p> <p>○年間延利用人数：</p> <p>平成26年度 11,872人</p> <p>○入所者数：35人</p> <p>(平成27年6月1日現在)</p>
管理経費(平27予算額)	89,354千円	103,393千円
財源内訳	使用料	80千円
	その他特財	21,094千円
	一般財源	89,224千円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間は非公募、平成23年度からの5年間は公募で選定し、現在に至る。
	方針	引き続き公募とする。 指定管理期間については、施設退所後の支援も含め障害者が安心して利用できるよう、サービス提供の継続性、安定性が必要であることから5年とする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間
備考		

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立障害者福祉センター	
所管課	障害福祉課	
現行指定管理者	財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	
設置年月	平成2年8月	
所在地	草津市笠山八丁目5-130	
設置目的	心身障害者に関する各種の相談に応じるとともに、心身障害者の教養の向上、健康の増進、社会との交流促進等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図る。	
施設概要	<p>○敷地面積:12,679㎡</p> <p>○建物延床面積:3,922㎡</p> <p>鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造 勾配屋根平屋建</p> <p>○設備:</p> <p>温水プール、アリーナ、小アリーナ、トレーニング室、 屋外アーチェリー場、会議室、和室、医務室、 ラウンジ、多目的ホール、ボランティア室、駐車場 他</p> <p>○年間延べ利用人数:平成26年度 77,487人</p>	
管理経費(平27予算額)	151,900千円	
財源内訳	使用料	449千円
	その他特財	352千円
	一般財源	151,099千円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間いずれも非公募で選定し、現在に至る。
	方針	<p>・下記4点の理由により、財団法人滋賀県身体障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。</p> <p>・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。</p> <p>① 職員の専門性 協会では、障害者のスポーツ指導を担当する職員全員が、プールや体育館等の施設を安全・安心に利用できるよう、「障害者スポーツ指導員」や「トレーニング指導士」、「水泳指導管理士」などの専門的な資格を有しており、障害に応じた指導を適切に行うことができる。</p> <p>② ボランティアの協力 協会は長年のボランティア養成事業により、ボランティア（129名）との信頼関係を築いており、センター事業のスポーツ教室や文化教室に参加する障害者の介助等に対するボランティアの協力を適時に得ることができる。</p> <p>③ 利用者ニーズの反映 協会は、市町更生会および障害種別毎の障害者団体から構成された当事者団体であり、障害者が置かれている生活環境や、これらの環境改善につながる教養の向上、健康の維持・増進策について熟知している。このことから、協会は利用者が求めるサービスを適確に把握し、センター運営に反映させることができる。</p> <p>④ 求められる水準を超えた事業展開による効果 協会は、県内各地域の障害者スポーツや文化事業の普及に向け、特別支援学校や相談支援事業等との連携のもと、県内全域で出前講座を実施し定着しており、協会が引き続き指定管理事業を行うことで、県内全体の障害者スポーツ・文化の一層の充実を図ることができる。</p>
	募集方法	非公募
	指定単位	単独
	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間
備考		

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立視覚障害者センター		
所管課	障害福祉課		
現行指定管理者	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会		
設置年月	昭和31年7月		
所在地	彦根市松原一丁目12-17		
設置目的	視覚障害者用の点字刊行物・録音物の貸し出し・閲覧、点字刊行物の奨励およびこれに関する相談、点訳および朗読のボランティアの育成、生活に関する訓練および相談、ガイドヘルパーの養成、文化活動・レクリエーション活動等を通じて、視覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。		
施設概要	<p>○敷地面積:1,904㎡</p> <p>○建物延床面積:905㎡ 鉄筋コンクリート平屋建</p> <p>○設備: 書庫、閲覧室、発送室、歩行訓練室、ボランティア活動室、家庭生活訓練室、相談室、録音室、点字印刷室、駐車場 他</p> <p>○年間図書(点字,テープ,CD)貸出利用者数:平成26年度 4,630人</p> <p>○年間図書(点字,テープ,CD)貸出タイトル数:平成26年度 14,734人</p>		
管理経費(平27予算額)	41,677千円		
財源内訳	使用料	111千円	
	その他特財	16,830千円	
	一般財源	24,736千円	
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間いずれも非公募で選定し、現在に至る。	
	方針	<p>・下記4点の理由により、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。</p> <p>・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。</p> <p>① 職員の専門性 協会では、センターを安全に利用するために欠かせない「同行援護従事者」もしくは「歩行訓練士」の資格を、生活訓練を担当する職員全員（8名）が有している。さらに、「点字技能士」、「音訳指導員」、「図書館司書」などの専門的な資格を有している職員も有しており、様々な障害に応じた支援を適切に行うことができる。</p> <p>② ボランティアの協力 協会は、長年の点訳・音訳ボランティア養成事業により、ボランティア（点訳:192名、音訳:166名）との信頼関係を築いており、センターに所蔵する点字図書および音訳テープの作成に対する協力を常時得ることができる。</p> <p>③ 利用者ニーズの反映 協会は、市町の視覚障害者福祉協会が役員として参画している当事者団体であり、視覚障害者が置かれている生活環境や、これらの環境改善につながる教養の向上、健康の維持・増進策について熟知している。このことから、協会は利用者が求めるサービスを適確に把握し、センター運営に反映させることができる。</p> <p>④ 当事者の視点による事業効果の最大化 協会は、指定管理者であるとともに、視覚障害者を対象としたデジタル機器の利用支援やパソコン講習会等を県から受託して実施しており、当事者の立場を理解した事業運営により、利用者数は延3,515人に及んでおり、視覚障害者の情報取得量の増大と社会参加の促進に効果をあげることができる。</p>	
	募集方法	非公募	
	指定単位	単独	
	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間	
備考			

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立聴覚障害者センター	
所管課	障害福祉課	
現行指定管理者	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	
設置年月	平成7年10月	
所在地	草津市大路二丁目11-33	
設置目的	聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し、手話通訳者および要約筆記者の養成および派遣、情報機器の貸出し、生活等に関する相談、学習・レクリエーション・文化活動等を通じて、聴覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。	
施設概要	<p>○敷地面積:690㎡</p> <p>○建物延床面積:868㎡ 鉄筋コンクリート2階建</p> <p>○設備: 研修室、会議室、情報サロン、スタジオ、 字幕編集室、ホランテア・団体交流室、 聴力相談室、生活相談室、放送室、 資料室、駐車場 他</p> <p>○年間延利用人数:平成26年度 9,586人</p>	
管理経費(平27予算額)	42,442千円	
財源内訳	使用料	264千円
	その他特財	13,070千円
	一般財源	29,108千円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間いずれも非公募で選定し、現在に至る。
	方針	<p>・下記4点の理由により、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。</p> <p>・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。</p> <p>① 職員の専門性 協会では、職員14名のうち、聴覚障害者がセンターを利用する際のコミュニケーション支援に欠かすことのできない手話通訳の資格を7名、要約筆記の資格を4名が有している。</p> <p>② 登録手話通訳者・要約筆記者の協力 協会はこれまでのセンター事業で手話通訳者および要約筆記者の養成を行ってきた。このことにより、登録手話通訳者(146名)および登録要約筆記者(97名)との信頼関係を築いており、センター事業の実施の際には、必要な手話通訳者および要約筆記者として、その方々に支援・協力を得ることができる。</p> <p>③ 利用者ニーズの反映 協会は、県内のろうあ協会、中途失聴難聴者協会の参画により設立された当事者団体であり、聴覚障害者が置かれている生活環境や、これらの環境改善につながる教養の向上、健康の維持・増進策について熟知している。このことから、協会は利用者が求めるサービスを適確に把握し、センター運営に反映させることができる。</p> <p>④ 当事者の視点による事業効果の最大化 協会は、指定管理者であるとともに、聴覚障害者を対象とした相談事業や情報通信技術等の講座を県から受託して実施しており、当事者の立場を理解した事業運営により、利用者数は延2,582人に及んでおり、聴覚障害者の自立と社会参加の促進に効果をあげることができる。</p>
	募集方法	非公募
	指定単位	単独
	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間
備考		